

令和7年度　社会教育主事講習実施要項

1. 目　的

本講習は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の5の規定及び社会教育主事講習等規程（昭和26年文部省令第12号）に基づき実施するもので、社会教育主事の職務を遂行するのに必要な専門的知識、技能を修得させ、社会教育主事になりうる資格を付与することを目的とする。

2. 実施機関　　広島大学（文部科学省委託事業）

3. 開催期間及び実施場所

開催期間：令和7年7月21日（月）～令和7年8月19日（火）

会　　場：広島大学教育学部（〒739-8524 東広島市鏡山一丁目1番1号）

※ 上記期間中に非常変災等が発生した場合は、休講、振替等を行う。

※ 7月21日（月）～7月25日（金）は、オンラインで講習を行うため、この間の授業を受講する者は、各自の自宅等でオンライン受講を行えるよう、インターネット環境、パソコン、カメラ、マイク、スピーカー等を準備しておくこと。

4. 受講資格　　社会教育主事講習等規程第2条各号のいずれかに該当する者 (別紙資料参照)

5. 受講定員　　50名

6. 開設科目及び単位

社会教育主事講習等規程第3条の規定により4科目、8単位を開設する。

7. 日　　程　　別表1のとおり

8. 講習を行う科目名、単位数、講義内容・テーマ、実施方法、配当時間数及び担当講師予定者の職名・氏名　　別表2のとおり

9. 受講申込の方法及び提出期限

(1) 受講申込者は、次の書類を整え、6月12日（木）までに、居住地の県教育委員会に提出すること。なお、各書類は令和7年5月31日現在で作成すること。

① 受講申込書（様式1）

② 受講資格を証明する関係書類（下記のうち、いずれか該当するもの）
　・卒業（修了）証書の写し

※大学在学中若しくは、大学中退の場合、「大学に2年以上在学して62単位以上を修得したことが確認できる大学発行の証明書」

　・教育職員免許状の写し

　・所属長の勤務証明書（様式2）

- ③ 履歴書（様式 3）
- ④ 返信用封筒（角 2（A4 サイズ））
(受講申込者のあて先（住所、氏名、郵便番号）を記入の上、180 円切手貼付のこと。)
- ⑤ 戸籍抄本（書類上の姓と現在の姓が異なる場合は提出すること。）

(2) 令和元年度以前に社会教育主事講習を修了しており、「生涯学習支援論」「社会教育経営論」を受講するものは、次の書類についても併せて提出すること。

- ・ 社会教育主事講習修了証書（写し）
(上記② 受講資格を証明する関係書類の提出は不要とする。)

(3) 講習科目の代替

社会教育主事講習等規程第 7 条第 2 項及び第 3 項の規定により、大学における科目の既修得単位及び文部科学大臣が定める学修をもって、講習の科目の単位として認定を希望する者は、次の書類を整え、受講申込書等の必要書類とともに居住地の県教育委員会に提出すること。

- ① 社会教育主事講習単位修得認定申請書（様式 4）
- ② 単位修得証明書（様式 5）
※ 広島大学において実施する本講習では、「生涯学習概論」「生涯学習支援論」「社会教育経営論」「社会教育演習」（「社会教育演習」は広島大学において実施している本講習で単位を修得したものに限る。）について科目代替を認める。
※ 文部科学大臣が定める学修をもって、講習の単位として認定を希望する者は、様式 5 に準じた単位修得証明書を提出すること。

(4) 県教育委員会は、上記の書類により受講資格の有無を審査し、とりまとめの上、受講申込者一覧表を添えて、6 月 19 日（木）までに次の提出先に必着するよう提出すること。なお、受講申込書一覧表は電子媒体も提出すること。

書類提出先：〒739-8524 東広島市鏡山一丁目 1 番 1 号
広島大学教育学系総括支援室
電子媒体提出先：ed-ken-zai@office.hiroshima-u.ac.jp

10. 分割履修

講習の受講は、原則として全科目を一括して履修することが望ましいが、受講者の都合により、一部の科目の受講も可とする。

11. 受講者の決定

(1) 受講者の決定及び既修得単位等の認定については、広島大学が社会教育主事講習運営委員会の意見を聴取した上で決定する。

なお、受講者の決定に必要な書類等で不備な点がある場合は、審査の対象から除外することがあるので注意すること。

- (2) 受講許可書は、7月中旬頃本人宛に送付するとともに、県教育委員会にも受講許可者名を通知する。
- (3) 講習科目の既修得単位等の認定を希望した者については、受講許可書とともに単位修得認定書を本人宛交付する。また、県教育委員会にもその認定書の写しを送付する。

12. 受講に要する経費

- (1) 受講する科目に応じ、教材費等として以下の金額を徴収する。

・社会教育演習	4,500 円 (研究集録費を含む。)
・生涯学習概論	500 円
・生涯学習支援論	500 円
・社会教育経営論	500 円

※途中で受講を取りやめたり、欠席の累積等により受講できなくなった場合にも上記の金額は返金できないことを了解のうえ受講申込をすること。

※受講に伴う旅費、宿泊費、遠隔講義を受講するための環境整備費等は受講者の負担とする。

- (2) その他、場合により参考書等を購入する必要が生じることもあるので、留意すること。

※今後、社会教育主事講習修了者で「生涯学習支援論」「社会教育経営論」を受講するものについては、上記の教材費等の他に別途、受講料を徴収する可能性がある。

13. その他

本講習に関する事務連絡、問合せ先

広島大学教育学系総括支援室

E-mail ed-ken-zai@office.hiroshima-u.ac.jp

講習 HP <https://www.hiroshima-u.ac.jp/ed/syakyo>

社会教育主事講習を通じて取得した個人情報は、社会教育主事講習及び修了手続き並びに調査統計を行うために利用するものであり、他の目的での利用又は第三者へ提供することはありません。

○ 社会教育主事講習等規程（昭和 26 年 6 月 21 日文部省令第 12 号）

（講習の受講資格者）

第 2 条 講習を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 大学に 2 年以上在学して 62 単位以上を修得した者、高等専門学校を卒業した者又は社会教育法の一部を改正する法律（昭和 26 年法律第 17 号）附則第 2 項の規定に該当する者（注 1）
- 二 教育職員の普通免許状を有する者
- 三 2 年以上法第 9 条の 4 第 1 号イ及びロに規定する職にあつた者又は同号ハに規定する業務に従事した者（注 2）（注 3）
- 四 4 年以上法第 9 条の 4 第 2 号に規定する職にあつた者（注 4）
- 五 その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者（注 5）

（注 1）

旧大学令、旧高等学校令、旧専門学校令若しくは旧教員養成諸学校官制の規定による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校若しくは教員養成諸学校又は文部科学省令で定めるこれらの学校に準ずる学校を卒業し、又は修了した者は、大学に 2 年以上在学して、62 単位以上を修得した者とみなす。

（注 2）

社会教育法第 9 条の 4 第 1 号ロに規定する社会教育主事補の職と同等以上の職は次のとおりとする。

- 1 文部科学省（文化庁及び国立教育政策研究所を含む。）、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人（以下単に「大学共同利用機関法人」という。）、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人メディア教育開発センター及び独立行政法人国立青少年教育振興機構において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
- 2 地方公共団体の教育委員会（事務局及び教育機関を含む。以下同じ。）において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
- 3 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
- 4 社会教育施設において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
- 5 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 4 条に規定する司書の職
- 6 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 4 条第 4 項に規定する学芸員の職
- 7 社会教育関係団体において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者（常時勤務する者に限る。）の職であつて、文部科学大臣が 1 から 3 に掲げる職に相当すると認めた職
- 8 その他文部科学大臣が 1 から 7 までに規定する職と同等以上と認めた職

(注3)

社会教育法第9条の4第1号ハに規定する社会教育に関する事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものは次のとおりとする。

- 1 国立教育政策研究所、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会及び独立行政法人国立青少年教育振興機構が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
- 2 地方公共団体の教育委員会が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
- 3 大学等が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
- 4 社会教育施設が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
- 5 社会教育関係団体が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
- 6 独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第3号に規定する国民等の協力活動
- 7 その他文部科学大臣が1から6までに規定する業務と同等以上と認めた業務

(注4)

社会教育法第9条の4第2号に規定する教育に関する職は次のとおりとする。

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の学長、校長（園長を含む。）、副校長（副園長を含む。）、副学長、学部長、教授、准教授、助教、助手、講師（常時勤務する者に限る。）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員（常時勤務する者に限り、単純な労務に雇用される者を除く。）及び学校栄養職員（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の3に規定する職員をいい、同法第5条の2に規定する施設の当該職員を含む。）の職
- 2 学校教育法第124条に規定する専修学校の校長及び教員の職
- 3 少年院法（昭和23年法律第169号）第1条に規定する少年院又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第44条に規定する児童自立支援施設において教育を担当する者の職
- 4 その他文部科学大臣が1から3までに規定する職と同等以上と認めた職

(注5) 文部科学省の認める者

社会教育主事講習等規程（昭和26年文部省令第12号）第2条第5号の規定に基づき、社会教育主事講習を受けることができる者として文部科学大臣の認める者は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の4第1号に掲げる職及び業務に相当する職及び業務に4年以上従事した者とする。

令和7年度　社会教育主事講習受講者諸注意

1. 本講習は、令和7年7月21日（月）から8月19日（火）までの間実施する。現職者は受講前に担当職務の引継等を行い、受講途中において帰任欠席等のないよう、十分注意すること。
2. 単位の認定については、出席時数、レポート、及び受講態度等により評価が行われるので、病気、事故その他で失格することのないよう留意すること。
3. 科目「社会教育演習」における「社会教育施設演習」、「学習プログラム演習」では、それぞれ発表資料、プログラム案を班ごとに作成し、全体の場で発表・共有する。「個人レポート演習」では、個々人でレポートを作成し、発表・共有する。
4. 科目「社会教育演習」における「社会教育施設の実地視察(1)～(4)」で必要となる交通費・施設使用料については、各自で負担すること。
5. 講習でのグループワーク、レポートの作成等のため、ノートパソコンを各自で持参すること。
 - ・OSはWindows10以降若しくはMacOS（OSがサポートされているVer.）が必須。
 - ・管理者権限が使用者本人となっているものが望ましい。
 - ・対面講習初日（7月28日）のガイダンスにおいて、学内LANの接続に関する説明を行うので、必ずノートパソコンを持参すること。
6. マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とする。
ただし、咳、くしゃみ等の症状がある場合は、不織布マスクを着用すること。
7. 宿泊については、必要に応じて各自で手配すること。
8. 講習中の事故や病気等に備え、各自の責任で万全を期すこと。
また、万一の場合に備えて、健康保険証及び個人の常用薬を持参すること。

令和7年度社会教育主事講習日程

(別表1)

		8:50-10:20	10:30-12:00	12:50-14:20	14:35-16:05	16:20-17:50	
7/21	月		開講式・オリエンテーション	社会教育と生涯学習の理念 (松田[弥]) 【生涯学習概論】	社会教育主事・社会教育士の職務 (福永) 【生涯学習概論】	教育行政の動向と社会教育 (滝沢) 【生涯学習概論】	
7/22	火		社会教育の歴史と福祉の視点 (松田[武]) 【生涯学習概論】	社会教育行政と地域福祉 (松田[武]) 【生涯学習概論】	生涯学習振興施策の動向 (文部科学省担当官) 【生涯学習概論】	地域活性化、人材育成と社会教育 (農中) 【社会教育経営論】	オンライン
7/23	水		社会教育行政の経営戦略と計画策定 (久井) 【社会教育経営論】	学習課題の把握と社会教育調査 (久井) 【社会教育経営論】	地域・学校の連携・協働の展開 (志々田) 【生涯学習概論】	地域・学校の連携・協働と社会教育 (志々田) 【生涯学習概論】	オンライン
7/24	木		ソーシャル・キャピタルと社会教育 (杉田) 【生涯学習概論】	家庭教育支援と社会教育 (松田[愛]) 【生涯学習概論】	人権と社会教育 (横藤田) 【生涯学習概論】	社会教育と団体、学習支援者 (青山) 【生涯学習概論】	オンライン
7/25	金		学校教育と社会教育 (曾余田) 【生涯学習概論】	生涯学習社会における学校 (曾余田) 【生涯学習概論】	公民館と社会教育 (内田) 【社会教育経営論】	社会教育の国際的動向 (澤野) 【生涯学習概論】	オンライン
7/26	土		社会教育施設の実地視察(1) (杉原・橋津・内山) 【社会教育演習】	社会教育施設の実地視察(2) (杉原・橋津・内山) 【社会教育演習】	社会教育施設の実地視察(3) (杉原・橋津・内山) 【社会教育演習】	社会教育施設の実地視察(4) (杉原・橋津・内山) 【社会教育演習】	現地実習
7/27	日						
7/28	月	オリエンテーション	実地視察の振り返り(1) 【社会教育演習】	実地視察の振り返り(2) 【社会教育演習】	実地視察の成果発表・共有(1) (杉原・橋津・藤原) 【社会教育演習】	実地視察の成果発表・共有(2) (杉原・橋津・藤原) 【社会教育演習】	対面
7/29	火		個人レポート演習 事前指導 (各班担当講師) 【社会教育演習】	個人レポート指導(1) (各班担当講師) 【社会教育演習】	学習プログラム作成の基本的視点 (久井) 【生涯学習支援論】	学習プログラム作成の実際 (久井) 【生涯学習支援論】	対面
7/30	水		学習プログラム演習 事前指導 (松田[弥]) 【社会教育演習】	学習支援の実際 (竹田) 【生涯学習支援論】	成人学習の理論 (赤尾) 【生涯学習支援論】	成人学習者の理解 (赤尾) 【生涯学習支援論】	対面
7/31	木		アクティブ・ラーニングの意義と課題 (吉田) 【生涯学習支援論】	高齢社会とまちづくり (菅原)オンライン 【生涯学習支援論】	障害者の学習をめぐる現状と課題 (松田[弥]) 【生涯学習支援論】	地域福祉実践の現状と課題 (草羽) 【生涯学習支援論】	対面
8/1	金		社会教育の方法・形態の理論 (清國) 【生涯学習支援論】	社会教育の方法・形態の実際 (清國) 【生涯学習支援論】	ファシリテーションの基本 (清國) 【生涯学習支援論】	ファシリテーションの実際 (清國) 【生涯学習支援論】	対面
8/2	土						
8/3	日						
8/4	月	カウンセリングの理論 (石田) 【生涯学習支援論】	カウンセリングの実際 (石田) 【生涯学習支援論】	社会教育におけるコーディネート (岡田[正]) 【社会教育経営論】	社会教育におけるネットワーク (岡田[正]) 【社会教育経営論】	個人レポート指導(2) (各班担当講師) 【社会教育演習】	対面
8/5	火		NPOと社会教育 (藤本) 【社会教育経営論】	まちづくりと社会教育 (藤本) 【社会教育経営論】	学習成果の評価 (山川) 【社会教育経営論】	学習成果の活用 (山川) 【社会教育経営論】	対面
8/6	水	図書館と社会教育 (佐藤) 【社会教育経営論】	博物館と社会教育 (伊藤) 【社会教育経営論】	社会教育における広報戦略 (岡田[真]) 【社会教育経営論】	住民自治と社会教育 (牧野) 【社会教育経営論】	これからへの社会教育・生涯学習 (牧野) 【社会教育経営論】	対面
8/7	木	個人レポートの作成(1) 【社会教育演習】	個人レポートの作成(2) 【社会教育演習】	個人レポートの作成(3) 【社会教育演習】	個人レポートの作成(4) 【社会教育演習】	個人レポートの作成(5) 【社会教育演習】	対面
8/8	金		学習プログラム案 中間発表 (松田[弥]) 【社会教育演習】	学習プログラム案の作成(1) 【社会教育演習】	学習プログラム案の作成(2) 【社会教育演習】	学習プログラム案の作成(3) 【社会教育演習】	対面
8/9	土						
8/10	日						
8/11	月						
8/12	火						
8/13	水						
8/14	木						
8/15	金						
8/16	土						
8/17	日						
8/18	月	個人レポートの発表・共有(1) (各班担当講師) 【社会教育演習】	個人レポートの発表・共有(2) (各班担当講師) 【社会教育演習】	個人レポートの作成(6) 【社会教育演習】	個人レポートの作成(7) 【社会教育演習】	個人レポートの作成(8) 【社会教育演習】	対面
8/19	火		学習プログラム案の作成(4) 【社会教育演習】	学習プログラム案の発表・共有(1) (松田[弥]) 【社会教育演習】	学習プログラム案の発表・共有(2) (松田[弥]) 【社会教育演習】	学習プログラム案の発表・共有(3) (松田[弥]) 【社会教育演習】	閉講式・事務連絡30分

(別表2)

講習を行う科目名、単位数、講義内容・テーマ、実施方法、配当時間割及び担当講師の所属・職名・氏名

科目名	単位数	月 日	時 間	時間数	内容・テーマ	講師予定者の職・氏名	実施方法	認定方法
生涯学習概論	2	7/21 (月)	12:50-14:20	2	社会教育と生涯学習の理念	広島大学大学院人間社会科学研究科 准教授	松田 弥花	オンライン講義
		7/21 (月)	14:35-16:05	2	社会教育主事・社会教育士の職務	東広島市教育文化振興事業団 学び推進本部長	福永 崇志	オンライン講義
		7/21 (月)	16:20-17:50	2	教育行政の動向と社会教育	広島大学大学院人間社会科学研究科 教授	滝沢 潤	オンライン講義
		7/22 (火)	10:30-12:00	2	社会教育の歴史と福祉の視点	名古屋大学 名誉教授	松田 武雄	オンライン講義
		7/22 (火)	12:50-14:20	2	社会教育行政と地域福祉	名古屋大学 名誉教授	松田 武雄	オンライン講義
		7/22 (火)	14:35-16:05	2	生涯学習振興施策の動向	文部科学省総合教育政策局地域学習推進課担当官		オンライン講義
		7/23 (水)	14:35-16:05	2	地域・学校の連携・協働の展開	国立教育政策研究所生涯学習政策研究部 総括研究官	志々田 まなみ	オンライン講義
		7/23 (水)	16:20-17:50	2	地域・学校の連携・協働と社会教育	国立教育政策研究所生涯学習政策研究部 総括研究官	志々田 まなみ	オンライン講義
		7/24 (木)	10:30-12:00	2	ソーシャル・キャピタルと社会教育	広島大学大学院人間社会科学研究科 准教授	杉田 浩崇	オンライン講義
		7/24 (木)	12:50-14:20	2	家庭教育支援と社会教育	広島県文化芸術課(社会教育士)	松田 愛子	オンライン講義
		7/24 (木)	14:35-16:05	2	人権と社会教育	広島大学大学院人間社会科学研究科 名誉教授	横藤田 誠	オンライン講義
		7/24 (木)	16:20-17:50	2	社会教育と団体・学習支援者	文教大学人間科学部 准教授	青山 鉄兵	オンライン講義
		7/25 (金)	10:30-12:00	2	学校教育と社会教育	広島大学大学院人間社会科学研究科 教授	曾余田 浩史	オンライン講義
		7/25 (金)	12:50-14:20	2	生涯学習社会における学校	広島大学大学院人間社会科学研究科 教授	曾余田 浩史	オンライン講義
		7/25 (金)	16:20-17:50	2	社会教育の国際的動向	聖心女子大学教育学科 教授	澤野 由紀子	オンライン講義

小 計 30

科目名	単位数	月 日	時 間	時間数	内容・テーマ	講師予定者の職・氏名	実施方法	認定方法
生涯学習支援論	2	7/29 (火)	14:35-16:05	2	学習プログラム作成の基本的視点	法政大学キャリアデザイン学部 教授	久井 英輔	講義
		7/29 (火)	16:20-17:50	2	学習プログラム作成の実際	法政大学キャリアデザイン学部 教授	久井 英輔	講義
		7/30 (水)	12:50-14:20	2	学習支援の実際	島根県教育庁 浜田教育事務所 社会教育スタッフ 企画幹 社会教育主事	竹田 進吾	講義
		7/30 (水)	14:35-16:05	2	成人学習の理論	関西大学文学部 教授	赤尾 勝己	講義
		7/30 (水)	16:20-17:50	2	成人学習者の理解	関西大学文学部 教授	赤尾 勝己	講義
		7/31 (木)	10:30-12:00	2	アクティブ・ラーニングの意義と課題	広島大学大学院人間社会科学研究科 准教授	吉田 成章	講義
		7/31 (木)	12:50-14:20	2	高齢社会とまちづくり	武蔵野大学ウェルビーイング学部 教授	菅原 育子	オンライン講義
		7/31 (木)	14:35-16:05	2	障害者の学習をめぐる現状と課題	広島大学人間社会科学研究科 准教授	松田 弥花	講義
		7/31 (木)	16:20-17:50	2	地域福祉実践の現状と課題	NPO法人 エス・アイ・エヌ 理事長	草羽 俊之	講義
		8/1 (金)	10:30-12:00	2	社会教育の方法・形態の理論	大分大学大学院教育学研究科 教授	清國 祐二	講義
		8/1 (金)	12:50-14:20	2	社会教育の方法・形態の実際	大分大学大学院教育学研究科 教授	清國 祐二	講義
		8/1 (金)	14:35-16:05	2	ファシリテーションの基本	大分大学大学院教育学研究科 教授	清國 祐二	講義
		8/1 (金)	16:20-17:50	2	ファシリテーションの実際	大分大学大学院教育学研究科 教授	清國 祐二	講義
		8/4 (月)	08:50-10:20	2	カウンセリングの理論	広島大学大学院人間社会科学研究科 教授	石田 弓	講義
		8/4 (月)	10:30-12:00	2	カウンセリングの実際	広島大学大学院人間社会科学研究科 教授	石田 弓	講義

小 計 30

科目名	単位数	月 日	時 間	時間数	内容・テーマ	講師予定者の職・氏名	実施方法	認定方法
社会教育経営論	2	7/22 (火)	16:20-17:50	2	地域活性化、人材育成と社会教育	鹿児島大学法文学部 准教授	農中 至	オンライン講義
		7/23 (水)	10:30-12:00	2	社会教育行政の経営戦略と計画策定	法政大学キャリアデザイン学部 教授	久井 英輔	オンライン講義
		7/23 (水)	12:50-14:20	2	学習課題の把握と社会教育調査	法政大学キャリアデザイン学部 教授	久井 英輔	オンライン講義
		7/25 (金)	14:35-16:05	2	公民館と社会教育	岡山市立西大寺公民館長	内田 光俊	オンライン講義
		8/4 (月)	12:50-14:20	2	社会教育におけるコーディネート	大分大学教育マネジメント機構基盤教育センター 教授	岡田 正彦	講義
		8/4 (月)	14:35-16:05	2	社会教育におけるネットワーク	大分大学教育マネジメント機構基盤教育センター 教授	岡田 正彦	講義
		8/5 (火)	10:30-12:00	2	NPOと社会教育	滋賀大学教育学部 非常勤講師 (元・大阪市教育委員会生涯学習部市民学習振興課 担当係長)	藤本 隆	講義
		8/5 (火)	12:50-14:20	2	まちづくりと社会教育	滋賀大学教育学部 非常勤講師 (元・大阪市教育委員会生涯学習部市民学習振興課 担当係長)	藤本 隆	講義
		8/5 (火)	14:35-16:05	2	学習成果の評価	広島修道大学人文学部 教授	山川 肖美	講義
		8/5 (火)	16:20-17:50	2	学習成果の活用	広島修道大学人文学部 教授	山川 肖美	講義
		8/6 (水)	08:50-10:20	2	図書館と社会教育	広島市立中央図書館 事業課長	佐藤 瞳子	講義
		8/6 (水)	10:30-12:00	2	博物館と社会教育	広島県立歴史民俗資料館 館長	伊藤 雅哉	講義
		8/6 (水)	12:50-14:20	2	社会教育における広報戦略	学校法人広島文化学園法人事務局 広報企画課長 (元・広島市中央公民館長)	岡田 真次	講義
		8/6 (水)	14:35-16:05	2	住民自治と社会教育	大正大学 地域創生学部 教授	牧野 篤	講義
		8/6 (水)	16:20-17:50	2	これからの社会教育・生涯学習	大正大学 地域創生学部 教授	牧野 篤	講義

小 計 30

科目名	単位数	月 日	時 間	時間数	内容・テーマ	講師予定者の職・氏名	実施方法	認定方法	
社会教育演習	社会教育施設演習	7/26 (土)	10:30-12:00	2	社会教育施設の実地視察(1)	広島県立生涯学習センター振興課 社会教育主事 島根県教育庁社会教育課社会教育スタッフ調整監 山口県教育庁地域連携教育推進課 青少年教育班 主査	杉原 直樹 橋津 健一 内山 知憲	演習	レポート
		7/26 (土)	12:50-14:20	2	社会教育施設の実地視察(2)			〃	〃
		7/26 (土)	14:35-16:05	2	社会教育施設の実地視察(3)			〃	〃
		7/26 (土)	16:20-17:50	2	社会教育施設の実地視察(4)			〃	〃
		7/28 (月)	10:30-12:00	2	実地視察の振り返り(1)			〃	〃
		7/28 (月)	12:50-14:20	2	実地視察の振り返り(2)			〃	〃
		7/28 (月)	14:35-16:05	2	実地視察の成果発表・共有(1)	広島県立生涯学習センター振興課 社会教育主事 島根県教育庁社会教育課社会教育スタッフ調整監 下関市立角倉小学校校長	杉原 直樹 橋津 健一 藤原 一	〃	〃
		7/28 (月)	16:20-17:50	2	実地視察の成果発表・共有(2)			〃	〃
	個人レポート演習	7/29 (火)	10:30-12:00	2	個人レポート演習事前指導	広島大学大学院人間社会科学研究科 准教授 広島大学大学院人間社会科学研究科 准教授 広島大学大学院人間社会科学研究科 教授 広島大学大学院人間社会科学研究科 准教授 広島大学大学院人間社会科学研究科 准教授 滋賀大学教育学部 非常勤講師 (元・大阪市教育委員会生涯学習部市民学習振興課 担当係長) 島根県教育委員会 山口県教育委員会 広島県教育委員会 船越公民館 館長	永瀬 開 鈴木 裕之 出口 達也 杉田 浩崇 松田 弥花 藤本 隆 橋津 健一 内山 知憲 杉原 直樹 湯崎 あゆみ	〃	〃
		7/29 (火)	12:50-14:20	2	個人レポート指導(1)			〃	〃
		8/4 (月)	16:20-17:50	2	個人レポート指導(2)			〃	〃
		8/7 (木)	8:50-10:20	2	個人レポートの作成(1)			〃	〃
		8/7 (木)	10:30-12:00	2	個人レポートの作成(2)			〃	〃
		8/7 (木)	12:50-14:20	2	個人レポートの作成(3)			〃	〃
		8/7 (木)	14:35-16:05	2	個人レポートの作成(4)			〃	〃
		8/7 (木)	16:20-17:50	2	個人レポートの作成(5)			〃	〃
		8/18 (月)	8:50-10:20	2	個人レポートの発表・共有(1)	(元・大阪市教育委員会生涯学習部市民学習振興課 担当係長) 島根県教育委員会 山口県教育委員会 広島県教育委員会 船越公民館 館長	永瀬 開 鈴木 裕之 出口 達也 杉田 浩崇 松田 弥花 藤本 隆 橋津 健一 内山 知憲 杉原 直樹 湯崎 あゆみ	〃	〃
		8/18 (月)	10:30-12:00	2	個人レポートの発表・共有(2)			〃	〃
	学習プログラム演習	8/18 (月)	12:50-14:20	2	個人レポートの作成(6)			〃	〃
		8/18 (月)	14:35-16:05	2	個人レポートの作成(7)			〃	〃
		8/18 (月)	16:20-17:50	2	個人レポートの作成(8)			〃	〃
		7/30 (水)	10:30-12:00	2	学習プログラム演習事前指導	広島大学大学院人間社会科学研究科 准教授	松田 弥花	〃	〃
		8/8 (金)	10:30-12:00	2	学習プログラム案中間発表	広島大学大学院人間社会科学研究科 准教授	松田 弥花	〃	〃
		8/8 (金)	12:50-14:20	2	学習プログラム案の作成(1)	〃	〃		
		8/8 (金)	14:35-16:05	2	学習プログラム案の作成(2)	〃	〃		
		8/8 (金)	16:20-17:50	2	学習プログラム案の作成(3)	〃	〃		
		8/19 (火)	10:30-12:00	2	学習プログラム案の作成(4)	〃	〃		
		8/19 (火)	12:50-14:20	2	学習プログラム案の発表・共有(1)	広島大学大学院人間社会科学研究科 准教授	松田 弥花	〃	〃
		8/19 (火)	14:35-16:05	2	学習プログラム案の発表・共有(2)			〃	〃
		8/19 (火)	16:20-17:50	2	学習プログラム案の発表・共有(3)			〃	〃

小 計 60

総 計 150

※社会教育演習のうち「社会教育施設演習」は、県単位で編成された班ごとに実施する。

ただし全体で演習を行う時間もある。

※社会教育演習のうち「個人レポート演習」は、1~5班に分かれて実施する。

※社会教育演習のうち「学習プログラム演習」は、A~F班（実際の受講生数により班数に増減有り）に分かれて実施する。

ただし全体で演習を行う時間もある。